

(参考資料7)各種契約書等サンプル

参考として、以下の各種契約書等サンプルを掲載するが、あくまでも例であり、具体的な契約書等の作成に際しては、弁護士等の専門家に相談することが望ましい。

(1)仲介契約書(M&A 仲介業務委託契約書)サンプル

譲り渡し側株主が仲介者との間で締結する仲介契約を前提としている。

(2)秘密保持契約書サンプル

譲り渡し側と譲り受け側が直接締結する場合の秘密保持契約を前提としている。

(3)基本合意書サンプル

株式譲渡を前提に、譲り渡し側株主(1名)と譲り受け側が締結する基本合意を前提としている。

(4)株式譲渡契約書サンプル

譲り渡し側株主(1名)と譲り受け側が締結する株式譲渡契約を前提としている。

(5)事業譲渡契約書サンプル

譲り渡し側と譲り受け側が締結する事業譲渡契約を前提としている。

※ (1)(3)(4)(5)については、それぞれ、日本弁護士連合会・日弁連中小企業法律支援センター編「事業承継法務のすべて」(きんざい、平成30年発刊)より抜粋し一部加工。

(1) 仲介契約書(M&A 仲介業務委託契約書)サンプル

M&A 仲介業務委託契約書

【譲り渡し側株主】(以下「甲」という。)及び【仲介者】(以下「乙」という。)は、甲が株主となっている【譲り渡し側(株式会社)】(代表者:●●、本店所在地:●●。以下「対象会社」という。)に関する M&A 取引(株式の譲渡及び取得、事業譲渡及び譲受、増資の引受け、合併、株式交換、会社分割、資本業務提携等の取引をいい、以下「本件取引」という。)に関し、乙が甲に対し仲介・斡旋その他の業務を提供することについて、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (本件取引に関する仲介・斡旋等の業務の依頼)

甲は、甲又は対象会社が、本件取引の相手方候補となる者(以下「候補先」という。)との間で本件取引を行うことに関して、乙に対して、以下の各号に定める仲介・斡旋その他の業務(以下「本件サービス」という。)を依頼し、乙は、必要に応じ本件サービスを実施する。ただし、乙は、甲又は対象会社の代理人として法律行為を行うことはないものとする。

- ① 候補先の紹介及び斡旋
- ② 候補先の業務、財務及び経営戦略に関する情報の提供
- ③ 甲が本件取引の是非を検討及び決定するに際しての助言及び補助
- ④ 候補先又はその親会社若しくは株主に対する本件取引の提案
- ⑤ 本件取引の交渉への立会い
- ⑥ 本件取引のスキーム、価格その他取引条件にかかる助言
- ⑦ 本件取引の推進に必要な資料、企業概要書、諸手続及びスケジュールリング等にかかる助言並びに補助
- ⑧ その他前各号に付随するサービスの提供

第2条 (専任条項)

- 1 甲は、本契約の有効期間中、本件サービス及びこれに類似する業務を乙以外の第三者に依頼しないものとし、また対象会社をしてこれを第三者に依頼させないものとする。
- 2 前項にかかわらず、甲は、特段の理由がない限り、乙に事前に予告した上で、第4条第2項第2号及び第3号に定める者に対し、本件取引に関する一切の相談を行うことができる。

注: 専任条項は実務上多く見られる一方、第2項に定める者の範囲について

は、セカンド・オピニオンの必要な場合を想定し、当事者間において認識を共有する必要がある。

第3条（直接交渉の制限）

甲は、乙の事前の承諾なく、本件取引に関して、候補先（乙が関与又は接触し、甲に対して紹介した者に限る。）又はその代理人に接触しないものとし、また対象会社をして同様の行為をさせないものとする。

注：直接交渉の制限に関する条項は実務上多く見られる一方、交渉（接触）の目的、候補先の範囲を限定しない場合、通常の事業活動のために交渉や、依頼者自身が候補先を発見する活動が妨げられるおそれがある。直接交渉が制限される交渉の目的や候補先の範囲等について、当事者間において認識を共有し、共有した内容が適切に契約書に反映されているか確認する必要がある。

第4条（秘密保持義務）

- 1 甲及び乙は、(i)本件取引の検討又は交渉に関連して相手方から開示を受けた情報、(ii)本契約の締結の事実並びに本契約の存在及び内容、並びに(iii)本件取引に係る交渉の経緯及び内容に関する事実（以下「秘密情報」と総称する。）を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に対して開示してはならず、また、本契約の目的以外の目的で使用してはならない。ただし、上記(i)の秘密情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。
 - ① 開示を受けた時点において、既に公知の情報
 - ② 開示を受けた時点において、情報受領者が既に正当に保有していた情報
 - ③ 開示を受けた後に、情報受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ④ 開示を受けた後に、情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ⑤ 情報受領者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、秘密情報を第三者に開示することができる。
 - ① 自己（甲においては対象会社を含む。）の役員及び従業員に対し、本件取引のために合理的に必要とされる範囲内で開示する場合
 - ② 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びフィナンシャル・アドバイザーその他の秘密保持義務を負うアドバイザーに対し、本件取引のために合理的

に必要とされる範囲内で開示する場合

③ 裁判所、政府、規制当局、所轄官庁その他これらに準じる公的機関・団体（事業承継・引継ぎ支援センターを含む。）に対し、合理的に必要とされる範囲内で開示する場合

④ 甲が本件取引に係る対象会社の債務等に関して負う個人保証について、当該個人保証の提供先となる金融機関等に対し、当該個人保証の扱いについて相談する目的のために、合理的に必要とされる範囲内で開示する場合（本件取引の成立前の相談を含む。）

3 甲及び乙は、本件取引が成約に至らなかった場合には、相手方より開示された秘密情報（その写しも含む。）を、相手方から返還請求があれば速やかに返還する。

4 第5条に定める本契約の有効期間にかかわらず、本条に定める秘密保持の義務は別段の定めがない限り、本契約の有効期間満了後3年間存続する。

注：本サンプルは、譲り渡し側との契約を前提としているが、譲り受け側との契約の場合、本条第2項④は不要。

第4条の2（候補先に対する報酬等の開示）

甲は、甲が乙に支払う報酬に係る事項（第6条に定める報酬のほか、本契約に基づかない本件取引に係る報酬を含み、本契約締結後に報酬に係る事項に増額の変更があった場合には、変更後の事項を含む。）を、候補先に開示することに同意する。

注：仲介者には構造的な利益相反のおそれが存在するところ、これが顕在化することを防止する観点から、本ガイドラインにおいては仲介者に対し、一方当事者から受領する報酬について、もう一方の当事者（譲り受け側/譲り渡し側）に開示することを求めている。これに関連する双方の依頼者からの同意に係る条項である。なお、FA 契約の場合は、本条は不要。

第5条（有効期間）

1 本契約の有効期間は本契約締結日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の1週間前までに甲又は乙による特段の申出がない場合、本契約は、同じ条件で更に1年間、自動的に延長されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本契約は、本件取引の検討又は交渉が終了した場合には、その時点で終了する。

第6条（報酬等）

1 甲は乙に対し以下の要領で報酬を支払う。

① 着手金

甲は乙に対し、(i) 甲若しくは対象会社と候補先とが当事者面談を行い本件取引の検討を進めることを甲若しくは対象会社と候補先との間で確認した場合、又は(ii) 甲若しくは対象会社と候補先との間で秘密保持契約を締結した場合には、当事者面談後又は甲若しくは対象会社と候補先との間の秘密保持契約締結後●日以内に、着手金として金●●円を支払う。着手金は本件取引が成就しなかった場合でも返還されないものとする(ただし、第7条第3項に規定する清算を行う場合を除く。)

② 中間金

甲は乙に対し、甲又は対象会社と候補先との間で本件取引についての基本的な合意がなされた後●日以内に、中間金として金●●円を支払う。中間金は本件取引が成就しなかった場合でも返還されないものとする(ただし、第7条第3項に規定する清算を行う場合を除く。)。なお、本条における基本的な合意とは、基本合意(基本合意書、覚書、確認書等、合意文書の名称は問わない。)の締結及び候補先から甲又は対象会社に対する意向表明書の差し入れを含む、デュー・ディリジェンス前になされる合意をいう。

③ 成功報酬

甲又は対象会社と候補先との間で本件取引が実行された場合には、甲は乙に対し、本件取引の対価の価額(以下「譲渡価額」という。)に応じて、下記の表に従い、各階層の「基準となる価額」に「乗じる割合」をそれぞれ乗じて算出した金額を合算した合計額を、本件取引実行後●日以内に、成功報酬として支払う。ただし、当該合計額が金●●円(以下「最低報酬」という。)未満となる場合には、最低報酬を支払う。なお、本項第1号及び前号に基づき支払済みの着手金及び中間金は、成功報酬から差し引くものとする。

記

基準となる価額(円)	乗じる割合(%)
5億円以下の部分	5
5億円超10億円以下の部分	4
10億円超50億円以下の部分	3
50億円超100億円以下の部分	2
100億円超の部分	1

注: 上記のうちいずれを採用するかは、各仲介者の個別の判断による。例えば、①着手金及び③成功報酬を採用する者もいれば、③成功報酬のみ採用する者もいる。また、最低手数料(最低報酬)を定める者もいる。なお、上記のような表に基づいて報酬額を算定する場合でも、「基準となる価額」や「乗

じる割合」は各仲介者の個別の判断によるため、上記の価額・割合はあくまで一例である。上記のような表を用いることなく定額を請求する者もいる。

- 2 本件取引が実行されることなく本契約が終了した場合で、本契約終了後2年以内に甲又は対象会社と候補先(乙が関与又は接触し、甲に対して紹介した者に限る。)との間で本件取引が実行された場合には、第5条に定める有効期間にかかわらず、甲は乙に対し、本条第1項第3号の報酬を支払うものとする。

注: 仲介者から紹介を受けた取引の話が一旦は不成立となった場合において、その後しばらくして当該仲介者の介在なしに M&A 取引の話が復活して取引が成立したときは、一定の期間内についてのものは報酬が発生することを定めている。

- 3 甲が本条で定める報酬を支払う場合には消費税(本項においては、消費税及び地方消費税をいう。)額分として当該金額に消費税率を乗じて算出される金額を加算して支払う。
- 4 本条で定める報酬に加え、乙が本件サービスを遂行する上で要した費用のうち、甲の事前の了解を得た特別の事由(出張、外部への委託調査等)により出費が生じた場合には、甲は乙に対し当該費用を支払う。

第7条(解除)

- 1 甲は、本件取引の実行前に限り、いつでも本契約を解除することができる。
- 2 乙は、次のときには、本契約を解除することができる。
 - ① 甲が、第6条に定める報酬のいずれかの支払を約定通り行わず、かつ、乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、これに応じなかったとき
 - ② 甲が乙に対し虚偽の事実を申告し、又は事実を正当な理由なく告げなかったため、乙の本件サービスの処理に著しい不都合が生じたとき
- 3 第1項及び前項の規定により解除した場合には、本件サービスの業務実施の程度に応じて第6条記載の報酬及び費用の清算を行うこととし、業務実施の程度についての甲及び乙の協議結果に基づき、第6条に定める報酬及び費用の全部又は一部の返金又は支払を行うものとする。

第8条(乙の責任)

- 1 甲は、乙が行う助言等の採否の決定、本件取引に関する各種契約締結の決定及び本件取引に関する諸手続を、自らの判断で行い、かつ自ら契約締結行為をなすものとする。
- 2 乙は、本件サービスの実施について、甲に対し、善良な管理者の注意義務を負う。
- 3 乙は、本契約に基づき甲に対し一定の成果ないし効果の実現を保証し又は請

け負うものではない。

4 乙は、次の利益相反行為を行わない。

- ① 候補先から追加で手数料を取得し、候補先に便宜を図る行為（甲のニーズに反したマッチングの優先的实施又は不当に低額（※）な譲渡価額への誘導等）
- ② リピーターとなる候補先を優遇し、候補先に便宜を図る行為（甲のニーズに反したマッチングの優先的实施又は不当に低額（※）な譲渡価額への誘導等）
- ③ 甲の希望した譲渡額よりも高額（※）で本件取引が成立した場合、甲に対し、正規の手数料とは別に、希望した譲渡額と成立した譲渡額の差分の一定割合を報酬として要求する行為
- ④ 甲又は候補先より伝達を求められた事項を相手方に対して伝達しない行為、もしくは、甲又は候補先が実際には告げていない事項を偽って相手方に対して伝達する行為
- ⑤ 甲にとってのみ有利又は不利な情報を認識した場合に、当該情報を甲に対して伝達せず、秘匿する行為

注：本サンプルは、譲り渡し側との仲介契約を前提としているが、FA 契約の場合は、本条第4項は不要。また、譲り受け側との仲介契約の場合、（※）部分については高低を逆とする必要がある。

第9条（準拠法・管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
- 2 本契約に関する一切の紛争（調停を含む。）については、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い、誠実に協議の上解決する。

（以下、本頁余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

●●年●●月●●日

甲

(住 所)

(氏 名)

印

乙

(所在地)

(名 称)

(代表者)

印

(2) 秘密保持契約書サンプル

秘密保持契約書

【譲り渡し側】(以下「甲」という。)及び【譲り受け側】(以下「乙」という。)は、甲に関する M&A 取引(株式の譲渡及び取得、事業譲渡及び譲受、増資の引受け、合併、株式交換、会社分割、資本業務提携等の取引をいい、以下「本件取引」という。)の可能性を検討するに際し、甲乙が相互に開示する情報等の秘密保持について、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(秘密保持義務)

- 1 甲及び乙は、(i)本件取引の検討又は交渉に関連して相手方から開示を受けた情報、(ii)本契約の締結の事実並びに本契約の存在及び内容、並びに(iii)本件取引に係る交渉の経緯及び内容に関する事実(以下「秘密情報」と総称する。)を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に対して開示してはならず、また、本契約の目的以外の目的で使用してはならない。ただし、上記(i)の秘密情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。
 - ① 開示を受けた時点において、既に公知の情報
 - ② 開示を受けた時点において、情報受領者が既に正当に保有していた情報
 - ③ 開示を受けた後に、情報受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ④ 開示を受けた後に、情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ⑤ 情報受領者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- 2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、秘密情報を第三者に開示することができる。
 - ① 自己の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びフィナンシャル・アドバイザーその他のアドバイザーに対し、本件取引のために合理的に必要とされる範囲内で秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限るものとし、かかる義務の違反については、その違反した者に対して秘密情報を開示した当事者が自ら責任を負う。
 - ② 法令等の規定に基づき、裁判所、政府、規制当局、所轄官庁その他これら

に準じる公的機関・団体(事業承継・引継ぎ支援センターを含む。)等により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲内で当該秘密情報を開示する場合。なお、かかる場合、相手方に対し、かかる開示の内容を事前に(それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに)通知しなければならない。

- ③ 甲の経営者等が本件取引に係る甲の債務等に関して負う個人保証について、当該個人保証の提供先となる金融機関等に対し、当該個人保証の扱いについて相談する目的のために合理的に必要とされる範囲内で開示する場合(本件取引の成立前の相談を含む。)

3 甲及び乙は、相手方より開示された秘密情報(その写しも含む。)を、相手方から返還請求があれば速やかに返還する。

4 第3条に定める本契約の有効期間にかかわらず、本条に定める秘密保持の義務は別段の定めがない限り、本契約の有効期間満了後3年間存続する。

第2条 (損害賠償)

情報受領者が本契約上の義務に違反したことにより、情報開示者が損害を被った場合、情報受領者は、情報開示者に生じた損害(合理的な範囲の弁護士費用を含む。)を賠償しなければならない。

第3条 (有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結日より2年間とし、有効期間満了までに何れの当事者からも解約の申し出がない場合には、更に1年間延長し、以後も同様とする。

第4条 (準拠法及び管轄裁判所)

- 1 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
- 2 本契約に関する一切の紛争(調停を含む。)については、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第5条 (誠実協議)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い、誠実に協議の上解決する。

(以下、本頁余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

●●年●●月●●日

甲

(所在地)

(名 称)

(代表者)

⑩

乙

(所在地)

(名 称)

(代表者)

⑩

(3)基本合意書サンプル

基本合意書

※あくまでも例であり、当事者の意向を制約するものではなく、具体的な内容は、当事者間での調整により設定される。必要に応じて弁護士等の専門家に相談することが望ましい。

【譲り渡し側(株式会社)】(代表者:●●、本店所在地:●●。以下「対象会社」という。)の株主【譲り渡し側株主】(以下「甲」という。)及び対象会社の株式の譲受希望者【譲り受け側】(以下「乙」という。)は、乙が対象会社の発行済株式の全部を甲より譲り受ける件(以下「本株式譲渡」という。)に関する基本的な事項について、以下のとおり合意した(以下「本合意」という。))。

第1条(目的)

- 1 乙は、●●年●●月●●日を期限に、対象会社の発行済株式の全部を譲り受ける意向を有し、甲はそれを了承した。
- 2 甲は、乙に対し対象会社株式を譲渡するものとし、改めて甲と乙の間で株式譲渡契約(以下「最終契約」という)を締結する。

第2条(承継対象財産及び個人保証解除)

- 1 乙が最終契約により甲から承継する財産(以下「承継対象財産」という。)は、甲が保有する、対象会社の発行済株式の全てである普通株式●●株とする。
- 2 乙は、本株式譲渡に際し、対象会社の債務を対象会社の役職員が保証している契約につき、当該保証が解除されるよう最大限努力する。

第3条(譲渡価額)

第2条第1項に規定する承継対象財産の対価(以下「譲渡価額」という。)は、金●●円を目途とする。ただし、正式な譲渡価額は、最終契約締結時に甲乙双方の協議により合意した金額とする。

第4条(デュー・ディリジェンス)

乙は、本合意締結の日から1か月間を目処に、対象会社の●●年●●月●●日時点における貸借対照表その他の事前開示資料の正確性及び妥当性等を検証するため、対象会社に対する調査(デュー・ディリジェンス)を行うことができるものとし、甲はこれに協力するものとする。

第5条（独占的交渉権）

甲は、本合意の有効期間中は他のいかなる者との間でも、対象会社に係るM&A 取引（対象会社株式の譲渡及び取得、対象会社の事業譲渡及び譲受、増資の引受け、合併、株式交換、会社分割、資本業務提携等の取引をいう。）に関する交渉を行ってはならない。

第6条（善良な管理者の注意義務）

甲は、本合意締結後、最終契約締結までの間は、善良な管理者の注意をもって、対象会社の業務の執行及び財産の管理運営を行い、乙の事前の同意を得ずして、対象会社において次の各号に掲げる行為、その他対象会社の経営内容に重大な影響を与える行為をしてはならない。

- ① 重大な資産の譲渡、処分、賃借権の設定等
- ② 新たな借入れ実行その他の債務負担行為及び保証、担保設定行為
- ③ 非経常的な設備投資及び仕入行為
- ④ 非経常的な契約の締結及び解約、解除
- ⑤ 非経常的な従業員の新規採用
- ⑥ 増資、減資
- ⑦ 前各号の他、日常業務に属さない事項

第7条（秘密保持義務）

- 1 甲及び乙は、(i)本株式譲渡の検討又は交渉に関連して相手方から開示を受けた情報、(ii)本合意の締結の事実並びに本合意の存在及び内容、並びに(iii)本株式譲渡に係る交渉の経緯及び内容に関する事実（以下「秘密情報」と総称する。）を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に対して開示してはならず、また、本合意の目的以外の目的で使用してはならない。ただし、上記(i)の秘密情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。
 - ① 開示を受けた時点において、既に公知の情報
 - ② 開示を受けた時点において、情報受領者が既に正当に保有していた情報
 - ③ 開示を受けた後に、情報受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ④ 開示を受けた後に、情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ⑤ 情報受領者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- 2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、秘密情報を第三者に開示することができる。

- ① 自己(甲においては対象会社を含む。)の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びフィナンシャル・アドバイザーその他のアドバイザーに対し、本合意の目的のために合理的に必要な範囲内で秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限るものとし、かかる義務の違反については、その違反した者に対して秘密情報を開示した当事者が自ら責任を負う。
- ② 法令等の規定に基づき、裁判所、政府、規制当局、所轄官庁その他これらに準じる公的機関・団体(事業承継・引継ぎ支援センターを含む。)等により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲内で当該秘密情報を開示する場合。なお、かかる場合、相手方に対し、かかる開示の内容を事前に(それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに)通知しなければならない。
- ③ 甲が本株式譲渡に係る対象会社の債務等に関して負う個人保証について、当該個人保証の提供先となる金融機関等に対し、当該個人保証の扱いについて相談する目的のために合理的に必要な範囲内で開示する場合(本株式譲渡の成立前の相談を含む。)
- 3 甲及び乙は、本株式譲渡が成約に至らなかった場合には、相手方より開示された秘密情報(その写しも含む。)を、相手方から返還請求があれば速やかに返還する。
- 4 第9条に定める本合意の有効期間にかかわらず、本条に定める秘密保持の義務は別段の定めがない限り、本合意の有効期間満了後3年間存続する。

第8条(法的拘束力)

本合意第1条ないし第3条における定めは、本合意時点における本株式譲渡についての甲乙間の了解事項の確認を目的とするものであり、何らの法的拘束力を有しない。

第9条(有効期間)

本合意は本合意締結の日より発効し、本合意が解除される場合又は最終契約の履行が完了した場合を除き、●●年●●月●●日までは有効に存続する。

第10条(準拠法・合意管轄)

- 1 本合意は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
- 2 本合意に関する一切の紛争(調停を含む。)については、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（誠実協議）

甲及び乙は、本合意に定めのない事項及び本合意の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い、誠実に協議の上解決する。

（以下、本頁余白）

本合意締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

●●年●●月●●日

甲

（住 所）

（氏 名）

印

乙

（所在地）

（名 称）

（代表者）

印

(4) 株式譲渡契約書サンプル

株式譲渡契約書

※あくまでも例であり、当事者の意向を制約するものではなく、具体的な内容は、当事者間での調整により設定される。必要に応じて弁護士等の専門家に相談することが望ましい。

【譲り渡し側株主】(以下「甲」という。)及び【譲り受け側】(以下「乙」という。)は、【譲り渡し側(株式会社)】(代表者:●●、本店所在地:●●。以下「対象会社」という。)の発行済株式の全てである普通株式●●株(以下「本株式」という。)の甲から乙に対する譲渡(以下「本株式譲渡」という。)に関し、本日、以下のとおり株式譲渡契約(以下「本契約」という。)を締結する。

注:簡易な株式譲渡契約書として、次の条項のみを設ける例もあり得る。

第1条(目的)

第2条(本株式の譲渡)

第3条(譲渡価格)

第4条(本株式譲渡の実行)

第13条(甲の義務)

第14条(乙の義務)

第15条(本契約の解除)

第15条の2(解除に係る特則及び買戻し条項)

第18条(秘密保持義務)

第27条(誠実協議)

第1章 本株式の譲渡

第1条(目的)

本契約は、対象会社の一層の発展を目指し、本株式を甲が乙に対して譲渡することにより、対象会社の経営権を乙に移転することを目的として、締結する。

第2条(本株式の譲渡)

甲は、乙に対し、本契約の規定に従い、●●年●●月●●日又は甲及び乙が書面により別途合意する日(以下「クロージング日」という。)において、本株式を譲り渡し、乙は甲から本株式を譲り受ける。

第3条（譲渡価格）

本株式譲渡における本株式の対価（以下「本譲渡価額」という。）は、金●●円（1株あたり金●●円）とする。

第4条（本株式譲渡の実行）

1 甲は、乙に対し、クロージング日に、乙から本譲渡価額の支払を受けることと引換えに、次の各号の書類を交付する。

- ① 甲の印鑑証明書
- ② 本株式に係る株券
- ③ 第5条第2号及び第9条第1号に定める本株式譲渡を承認した対象会社の取締役会決議に係る議事録の原本証明付写し

注：多くの中小企業は、発行済株式が全て譲渡制限株式である会社（いわゆる非公開会社）であり、株式譲渡については会社の承認（原則として、取締役会設置会社では取締役会決議、取締役会非設置会社では株主総会決議を要するが、定款でそれ以外の方法とすることもできる。）が必要である。

④ 第12条第1項及び第2項に定める対象会社の全取締役及び全監査役の辞任届

⑤ 対象会社の株主名簿（クロージング日の前日時点でのもの）の原本証明付写し

2 乙は、甲に対し、クロージング日に、前項各号の書類の引渡しを受けることと引換えに、本譲渡価額を支払う。

3 前項の支払は、乙が下記の銀行口座に振込送金する方法により行う。ただし、振込手数料は乙の負担とする。

記

銀行支店名 ●●銀行 ●●支店
口座種別 普通預金
口座番号 ●●
口座名義 甲

4 本株式譲渡の効力は、本条第1項に従い行われる株券の交付時に生じる。

注：本サンプルは、対象会社が株券発行会社であるという前提である。株券発行会社の場合、有効な株式譲渡のためには、原則として株券の交付が必要である。

5 甲及び乙は、クロージング日において、甲及び乙による本条第1項及び第2項の各義務の履行（以下「クロージング」という。）後直ちに、対象会社をして、本株式に係る甲から乙への株主名簿の名義書換を行わせる。

注：株券発行会社であるか否かにかかわらず、株式譲渡後には、株主名簿の名義書換を行う必要がある。

第2章 前提条件

第5条（乙のクロージングの前提条件）

乙は、クロージング日において甲について次の各号が満たされていることを前提条件として、第4条第2項に定める乙の義務を履行する。なお、クロージング日において以下の各号の条件が一部でも満たされていない場合には、乙は、第4条第2項に定める義務の履行を拒絶できるが、その任意の裁量により、以下の各号の条件の一部又は全部を放棄することができる。ただし、かかる条件の一部又は全部の放棄によっても、以下の各号の条件が充足したとみなされるものではなく、また、甲は、本契約に基づく表明及び保証の違反に基づく責任その他本契約に定める甲の責任を減免されるものではない。

- ① 第7条に規定する甲の表明及び保証が、クロージング日において、真実かつ正確であること。ただし、軽微な点における誤りは除く。
- ② 第9条に規定する甲の義務が全て履行されていること。

第6条（甲のクロージングの前提条件）

甲は、クロージング日において乙について次の各号が満たされていることを前提条件として、第4条第1項に定める甲の義務を履行する。なお、クロージング日において以下の各号の条件が一部でも満たされていない場合には、甲は、第4条第1項に定める義務の履行を拒絶できるが、その任意の裁量により、以下の各号の条件の一部又は全部を放棄することができる。ただし、かかる条件の一部又は全部の放棄によっても、以下の各号の条件が充足したとみなされるものではなく、また、乙は、本契約に基づく表明及び保証の違反に基づく責任その他本契約に定める乙の責任を減免されるものではない。

- ① 第8条に規定する乙の表明及び保証が、クロージング日において、真実かつ正確であること。ただし、軽微な点における誤りは除く。
- ② 第10条に規定する乙の義務が全て履行されていること。

第3章 表明及び保証

第7条（甲の表明及び保証）

甲は、乙に対し、本契約締結日及びクロージング日において、別紙1に記載の各事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

第8条（乙の表明及び保証）

乙は、甲に対し、本契約締結日及びクロージング日において、別紙2に記載の各事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

第4章 クロージング前の取扱い

第9条（甲の義務）

甲は、乙に対し、本契約締結日後クロージングまでの間に、次の各号に定める義務を履行するものとする。

- ① 甲は、対象会社の取締役会をして、本株式譲渡を承認する旨の決議をさせなければならない。
- ② 甲は、対象会社をして、対象会社の活動を通常の事業活動の範囲内で行わせなければならない、通常の事業活動の範囲外の活動については、事前に乙の同意を得なければ行わせてはならない。
- ③ 甲は、第7条に規定する表明保証に違反することとなる行為を行わず、違反の事実又はそのおそれが生じた場合、直ちにその旨並びに当該事実又はそのおそれの詳細を乙に対して通知する。

第10条（乙の義務）

乙は、甲に対し、本契約締結日後クロージングまでの間に、次の各号に定める義務を履行するものとする。

- ① 乙は、クロージング日において対象会社の債務を対象会社の株主又は役職員が保証（物上保証を含む。）している契約（以下「経営者保証等」という。）につき、当該契約の相手方（金融機関等、以下本条において「相手方」という。）との間で、書面又は口頭による交渉の実施や、相手方から要請される書類の提出や必要な面談等を行い、経営者保証等の解除又は新規差し入れに関し、相手方より意向表明を得た上で、当該意向表明の結果を甲に対して通知する。
- ② 乙は、前号の意向表明の結果、経営者保証等の解除又は新規差し入れ手続を進めることができる場合は、相手方から保証契約書、保証差入書等その他手続を進めるために必要となる書面の交付を受け、必要事項を記載の上、これを相手方に差し入れる。
- ③ 乙は、クロージング後直ちに当該変更登記を完了するため、本株式譲渡に伴う対象会社の代表取締役及び取締役の変更登記に係る必要書類（就任承諾書・印鑑登録証書等）の作成を完了させ、当該書類を甲及び相手方に提出する。
- ④ 乙は、本契約締結日後クロージングまでの間に、第8条に規定する表明保

証に違反することとなる行為を行わず、違反の事実又はそのおそれが生じた場合、直ちにその旨並びに当該事実又はそのおそれの詳細を甲に対して通知する。

注:なお、本条①～③は、クロージング時に甲(譲り渡し側株主)の経営者保証等の対象となっている債務を乙(譲り受け側)の資力により返済し、別途乙(譲り受け側)が借り換えを行う場合は不要。

その場合には、乙(譲り受け側)に対し、クロージングと同時に借入金の返済を行う義務を課すことが望ましい。

第5章 クロージング後の取扱い

第11条(役員退職慰労金の支払)

- 1 乙は、対象会社をして、クロージング後速やかに、クロージングに際して対象会社の代表取締役を辞任する甲に対して金●●円の役員退職慰労金を支払う旨の承認決議を行わせ、甲に対して当該役員退職慰労金を支払わせるものとする。
- 2 乙は、対象会社をして、前項の金員を、下記の銀行口座に振込送金する方法により支払わせる。ただし、振込手数料は対象会社の負担とする。

記

銀行支店名 ●●銀行 ●●支店
口座種別 普通預金
口座番号 ●●
口座名義人 甲

- 3 乙は、対象会社をして、本条に定める役員退職慰労金の支払について、法令等に従い、所要の源泉徴収を行わせる。

第12条(対象会社の役員)

- 1 甲は、クロージング日付の辞任届を作成して対象会社に提出し、クロージングに際して対象会社の取締役及び代表取締役を辞任する。
- 2 甲は、対象会社の甲以外の全取締役及び全監査役をして、クロージング日付の辞任届を作成させて対象会社に提出させ、クロージングに際して対象会社の取締役及び監査役を辞任させる。
- 3 甲は、乙がクロージング日においてクロージング後直ちに対象会社の株主総会を開催して、乙が、(i)別途指定するとおり対象会社の定款を変更し、かつ、(ii)別途指名する者を対象会社の役員に選任できるよう協力する。

第13条（甲の義務）

- 1 甲は、クロージング後、乙の合理的な求めに応じて、必要な引継ぎ（決算及び税務申告に関するものを含む。）について、合理的な範囲で協力する。甲及び乙は、別途協議して、引継ぎの詳細を取り決める。
- 2 甲は、本契約締結後●年間は、乙及び対象会社の書面による承諾がない限り、対象会社と競業関係に立つ業務を行わず、又は第三者をしてこれを行わせるしない。
- 3 甲は、本契約締結後●年間、自ら又はその関係者を通じて、対象会社の従業員を勧誘し、対象会社からの退職を促し、又はその他何らの働きかけも行わないことを約する。
- 4 甲は、乙又は対象会社が、甲の表明及び保証が正確若しくは真実でなかったこと又は甲の本契約上の債務不履行に関し、第三者から損害賠償の請求その他のクレームを受けた場合、乙からの求めに応じ、当該クレームの処理につき乙又は対象会社に協力する。
- 5 甲は、本株式について、所有権、株主権その他の権利を主張する第三者の存在が判明した場合には、甲の費用と責任において、当該第三者が主張する本株式に関する一切の権利を消滅させる。
- 6 甲は、クロージング前の商取引等に関する税務調査を受けた乙又は対象会社から連絡を受けた場合には、相互に協力して対応する。

第14条（乙の義務）

- 1 乙は、原則として、クロージング後、対象会社の従業員を全員継続雇用する。
- 2 乙は、クロージング前の商取引等に関する税務調査を受けた甲から連絡を受けた場合には、相互に協力して対応する。
- 3 乙は、クロージング後すみやかに、対象会社をして、クロージング日において対象会社の債務を対象会社の株主又は役職員が保証している契約につき、当該契約の相手方と書面又は口頭による交渉を行い、当該保証の解除を合意させなければならない。乙は、当該保証が合意解除されたことを示す書類を甲に交付するよう最大限努力する。甲が対象会社のために保証している契約について、保証債務の履行その他の損害、損失又は費用が発生した場合には、乙は、甲の損害、損失又は費用を補償する。
- 4 乙は前項の義務が履行されるまでの間、本株式を第三者に譲渡し、又は担保に供する等の一切の処分をしてはならない。
- 5 乙は、前項に違反して対象会社の株式を処分したとしても、第3項の義務を免れない。

第6章 解除

第15条（本契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方に本契約に定める表明保証、義務又は約束に違反があった場合、相当期間を定めて催告し、相手方が当該期間内にこれを是正しないときは、クロージング前に限り、本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、前項の定めにかかわらず、相手方が、別紙1の(1)⑤及び(2)⑦に規定する第7条に基づく甲の表明及び保証に違反した場合又は別紙2の⑤に規定する第8条に基づく乙の表明及び保証に違反した場合には、相手方に対して書面で通知することで、本契約を解除することができる。
- 3 本契約の解除後も、第7章の規定に基づく補償の請求は妨げられない。

第15条の2（解除に係る特則及び買戻し条項）

- 1 甲は、以下の各号に定める事由が生じた場合、本契約の他の規定にかかわらず、クロージング日から1年を経過するまでの間、その選択に応じて、書面をもって通知をすることで、本契約を直ちに解除し又は、本株式を買い戻すことができる。ただし、買戻しを行う場合、甲は、乙に対して、通知到達時点における相当な価額の支払いを行うものとする。
 - ① クロージング日から3か月を経過しても経営者保証等が解除されないとき
 - ② クロージング日から14日以内に乙が金融機関等に経営者保証等の解除について具体的な相談（単なる挨拶・日程調整は相談に含まれない。）を始めないとき
 - ③ クロージング日以降、金融機関等が経営者保証等の解除ができないとの見解を示し、又は解除のための条件を設けたにもかかわらず、1か月以内に、乙が借り換え・一括弁済、解除のための条件の充足等の自らの負担による経営者保証等の解除を実施しないとき
- 2 乙は、前項の通知を受領後、直ちに、甲に対して株券を交付しなければならない。
- 3 乙は、第1項の通知がなされたときは、当該通知の乙への到達をもって、直ちに、乙から甲への株券の交付がなされたものとみなす。
- 4 乙は、クロージング日から6か月を経過し、かつ第1項各号のいずれかの事由に該当している場合は、甲に対し、解除又は買戻しを行うかについて書面による催告をすることができる。
- 5 前項の催告後、甲が解除又は買戻しを行わずに1か月が経過した場合は、甲は、第1項の規定にかかわらず、解除又は買戻しを行うことができない。

注：本条は、クロージング後に経営者保証等の解除がなされない場合における甲

(譲り渡し側株主)の救済手段として、甲(譲り渡し側株主)に契約のクロー징後の解除又は株式の買戻しを行う権利を認める規定である。

クロー징後に譲り受け側によって対象会社の企業価値が毀損した場合には、買戻しにあたって株価に毀損した企業価値を織り込むことで甲(譲り渡し側株主)保護を図ることが考えられるところ、規定例においては「相当な価額」と抽象的に定めているが、金額をめぐる紛争化しないようあらかじめ確定額又は計算方法等を具体的に定めることも考えられる。

もっとも、クロー징後は、乙(譲り受け側)により対象会社の経営権が支配された状況にあり、対象会社の預金口座や印鑑なども乙(譲り受け側)が保有しているため、実際の対応は困難を極めることが予想される。甲(譲り渡し側株主)としては早期に弁護士等の士業専門家に相談を行い、経営権の取り戻し等の対応を検討することが必要である。また、クロー징後に乙(譲り受け側)によって対象会社に生じた損害については、どのように精算されるのか、法的構成によっても様々な考え方がありうるところであるが、本契約書では買戻し構成の場合に一定の指針となりうる考え方を例示した(第17条の2参照)。

なお、本条項が用いられ解除や買戻しが行われることは例外的事態であり、そのような事態においては、経営権の取り戻しや金銭補償を巡って当事者間での交渉も難航することが予想される。あくまで、クロー징前の早期の段階から経営者保証の解除等に向けた金融機関等への相談を開始する等の対応が求められる点は留意すべきであり、万一の場合には早期に弁護士等の士業専門家への相談を実施されたい。

注: 本条第1項第3号において、「クロー징日以降、金融機関等が経営者保証等の解除ができないとの見解を示し、又は解除のための条件を設けたにもかかわらず、1か月以内に、乙が借り換え・一括弁済、解除のための条件の充足等の自らの負担による経営者保証等の解除を実施しないとき」との期限を設けている。

本契約はあくまで甲(譲り渡し側株主)と乙(譲り受け側)における合意であり、金融機関等を拘束するものではなく、もとより借り換え等の審査には一定の期間を要するところ、個別具体的な事情によっては相応の期間を要することも考えられるため、結果的に上記の期限に金融機関の審査が間に合わないこともあり得る点には留意が必要である。

第7章 補償等

第16条（甲による補償）

- 1 甲は、乙に対し、第7条に定める甲の表明保証の違反又は本契約に基づく甲の義務の違反に起因又は関連して乙が被った損害、損失又は費用（合理的な弁護士費用を含む。以下「損害等」という。）を補償する。
- 2 前項の補償のうち、甲の表明保証の違反に基づく補償責任における補償額の総額は、いかなる場合であっても、本譲渡価額の●%を超えないものとする。

注：補償額の総額の上限値は個別の事例に応じて変動しうるものではあるものの、一般に、上限の数値を高く設定するのであれば、具体的な上限の数値に応じてその理由には相応のものが求められると考えられる。仮に 100%に近い上限が設定される場合には、その妥当性について慎重に吟味することが必要となる。

- 3 第1項の補償のうち、甲の表明保証の違反に基づく補償責任は、一つの事由に基づく違反により生じた損害が●円を超過するものの合計額が●円を超過した場合にのみ、当該合計額について補償義務が発生するものとする。
- 4 第1項の補償のうち、甲の表明保証の違反に基づく補償責任は、乙が、クロージング日から●か月経過するまでに書面により甲に請求した場合に限り生じるものとする。

注：一つの考え方として、クロージング日から数えて1～n回目の決算日+1か月程度を目安として設定することが考えられる。

- 5 甲は、乙が第1項に基づく補償の請求の対象となる自らの損害等の拡大を防止するための措置を執らなかったことにより拡大した損害等については、第1項に基づく補償責任を条理上合理的な範囲で免れるものとする。
- 6 本契約に商法第526条の規定は適用されないものとする。

注：本契約書では規定していないが、甲（譲り渡し側株主）に表明保証違反が認められても、DD（デュー・ディリジェンス）の結果等を踏まえた乙（譲り受け側）の主観に応じて、甲（譲り渡し側株主）の免責を認めるアンチ・サンドバッグ条項が設けられる場合もある（規定例は以下の＜アンチ・サンドバッグ条項例＞を参照）。

＜アンチ・サンドバッグ条項例＞

次の各号に定める事実は、第●条に規定する甲の表明及び保証についての違反とはならないものとする。

- (1) 乙が本契約締結時点において認識し、又は認識し得た事実
- (2) 乙が本株式譲渡に関連して実施した甲及び対象会社に対するDD（デュー・ディリジェンス）において甲又は対象会社から提供を受けた情報に含まれる事実

また、乙（譲り受け側）の認識にかかわらず甲（譲り渡し側株主）の免責を認め

ないプロ・サンドバックギング条項が設けられている場合もある(規定例は以下の<プロ・サンドバックギング条項例>を参照)。

<プロ・サンドバックギング条項例>

乙が、第●条に規定する甲の表明及び保証について違反があることを知り、又は知り得た場合であっても、当該表明及び保証の効果並びに当該表明及び保証の違反に関する甲の責任の有無又は内容にいかなる影響も与えないものとする。

乙(譲り受け側)の立場からすれば、甲(譲り渡し側株主)の免責を認めないプロ・サンドバックギング条項を設けることを希望することが多いと思われる。しかし、プロ・サンドバックギング条項は、甲(譲り渡し側株主)が DD(デュー・ディリジェンス)に協力して積極的に情報開示を行い、当該情報に基づき乙(譲り受け側)が本件取引によるリスクを認識していたとしても、当該リスクが現実化した場合に、甲(譲り渡し側株主)が責任を免れることができないという帰結となるため、当該条項の意味内容を甲(譲り渡し側株主)が正しく理解していなければ、甲(譲り渡し側株主)がその帰結に納得できないとして事後に紛争化しやすい。

例えば、対象会社が行っている事業の一部に関して、必要な許認可を取得しておらず、クロージング後に行政から行政処分が下され事業停止に陥ってしまったような場合や、未払い残業代が存在するリスクがあり、クロージング後に従業員から未払い残業代の請求を受けた場合等、DD(デュー・ディリジェンス)の中で開示された資料やマネジメントインタビューなどからこれらのリスクを乙(譲り受け側)が認識していたとしても、甲(譲り渡し側株主)は免責されないことになる。

そのため、甲(譲り渡し側株主)としては、当該条項が規定されている場合には、その意味内容をよく吟味の上で、削除や修文を求めることを検討する必要がある。この際、乙(譲り受け側)が特に認識したようなリスクについては、特別補償という形で別途規定することもありえる。

なお、中小 M&A においては、DD(デュー・ディリジェンス)期間が限られており、かつ開示される客観的資料も不十分なことが少なくない。そのため、客観的な資料からはリスクを認識できない一方で、マネジメントインタビューからリスクの端緒を掴める場合がある。しかし、口頭でのやり取りでは甲(譲り渡し側株主)としては伝えたつもりが、乙(譲り受け側)にはニュアンスが正確に伝わっていないということも考えられる。このような場合に乙(譲り受け側)がリスクを認識し得たと言えるのかという問題もあるところであり、プロ・サンドバックギング条項そのものに合理性がないわけではない点は留意されたい。

第17条（乙による補償）

- 1 乙は、甲に対し、第8条に定める乙の表明保証の違反又は本契約に基づく乙の義務の違反に起因又は関連して甲が被った損害等を補償する。
- 2 前項の補償のうち、乙の表明保証の違反に基づく補償責任における補償額の総額は、いかなる場合であっても、本譲渡価額の●%を超えないものとする。
- 3 第1項の補償のうち、乙の表明保証の違反に基づく補償責任は、一つの事由に基づく違反により生じた損害が●円を超過するものの合計額が●円を超過した場合にのみ、当該合計額について補償義務が発生するものとする。
- 4 第1項の補償のうち、乙の表明保証の違反に基づく補償責任は、甲が、クロー징日から●か月経過するまでに書面により乙に請求した場合に限り生じるものとする。
- 5 乙は、甲が第1項に基づく補償の請求の対象となる自らの損害等の拡大を防止するための措置を執らなかったことにより拡大した損害等については、第1項に基づく補償責任を条理上合理的な範囲で免れるものとする。

第17条の2（回復請求）

- 1 第15条の2の規定に基づく買い戻しが行われた場合で、クロー징日から買い戻し日までに対象会社の純資産の減少（対象会社が債務超過である場合に債務超過の額の増額を含む。）等の損害が生じているときは、甲は、乙に対して、当該損害の回復を請求することができる。
- 2 甲は、前項の債権を第15条の2の支払い債務と相殺することができる。

注：クロー징後に対象会社に生じた純資産の減少等の損害は、本来は対象会社に生じた損害として乙（譲り受け側）の役員等の任務懈怠責任等として整理されるところ、本条は、債務超過企業等を対象会社とし、かつ譲渡価額が備忘価格程度と低廉な価額が設定されるM&Aにおいて、クロー징後に買手等によって、対象会社の現預金等が不当に流出させられた場合に機能することを想定して、特別に、甲（譲り渡し側株主）から乙（譲り受け側）への直接の請求を認める趣旨の規定である。

本条に関して、どのように損害及びその数額を認定するかは、個別具体的な状況に応じて様々な考え方があり得るところだが、例えば、①クロー징日における対象会社の純資産価額と買い戻し日における純資産価額を比較する方法や、②クロー징日におけるB/Sが存在しないような場合には、クロー징日前の直近のB/Sを代用する方法、③より簡便な形で現預金の減少を基準とする等の方法が考えられる。

注：第15条の2に基づく解除を行った場合には、甲（譲り渡し側株主）・乙（譲り受け

側)はそれぞれ民法上の原状回復義務を負うため、かかる原状回復義務に基づき精算が図られることになる。

第8章 一般条項

第18条 (秘密保持義務)

- 1 甲及び乙は、本契約締結日から●年間、(i)本契約の検討又は交渉に関連して相手方から開示を受けた情報、(ii)本契約の締結の事実並びに本契約の存在及び内容、並びに(iii)本契約に係る交渉の経緯及び内容に関する事実(以下「秘密情報」と総称する。)を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に対して開示してはならず、また、本契約の目的以外の目的で使用してはならない。ただし、上記(i)の秘密情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。
 - ① 開示を受けた時点において、既に公知の情報
 - ② 開示を受けた時点において、情報受領者が既に正当に保有していた情報
 - ③ 開示を受けた後に、情報受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ④ 開示を受けた後に、情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ⑤ 情報受領者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- 2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、秘密情報を第三者に開示することができる。
 - ① 自己(甲においては対象会社を含む。)の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びフィナンシャル・アドバイザーその他のアドバイザーに対し、本契約に基づく取引のために合理的に必要な範囲内で秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限るものとし、かかる義務の違反については、その違反した者に対して秘密情報を開示した当事者が自ら責任を負う。
 - ② 法令等の規定に基づき、裁判所、政府、規制当局、所轄官庁その他これらに準じる公的機関・団体(事業承継・引継ぎ支援センターを含む。)等により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲内で当該秘密情報を開示する場合。なお、かかる場合、相手方に対し、かかる開示の内容を事前に(それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに)通知しなければならない。
 - ③ 中小 M&A ガイドラインが求める「情報共有の仕組み」に係る登録事由に

該当する事実が生じ、当該情報共有の仕組みの運営主体に対して、当該情報共有の仕組みが要請する事由を開示する場合

第19条（第三者への公表日）

- 1 本契約締結及びこれに関する一切の事実の対外的公表の日（以下「公表日」という。）は、●●年●●月●●日とする。当該対外的公表の方法等については、甲及び乙が協議の上決定する。
- 2 各当事者は、公表日まで、本契約締結及びこれに関する一切の事実について秘密保持に努めるものとする。

第20条（公租公課及び費用）

甲及び乙は、原則として、本契約及び本契約が予定する取引に関連して発生する公租公課、アドバイザーに対する費用・報酬、その他一切の費用については、各自これを負担する。

第21条（通知等）

本契約に関する相手方に対する通知等は、後記当事者欄記載の住所ないし所在地に対して行われる。ただし、甲及び乙は、本契約締結後、書面により相手方に通知することにより、連絡先の変更を行うことができる。本条に従い通知等がされたにもかかわらず、当該通知等が延着し又は未着となった場合、通常到達すべき日に到達したものとみなされ、その効力が発生する。

第22条（残存効）

本契約が終了した場合であっても、第7章及び第8章（第19条を除く。）の規定は引き続き効力を有する。

第23条（完全合意）

本契約は、本株式譲渡に関する当事者の完全な合意であり、これ以前に本株式譲渡に関して甲乙間で交わされた文書、口頭を問わず、いかなる取決め（秘密保持に関する契約を含む。）も全て失効する。

第24条（契約上の地位又は権利義務の譲渡等）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務につき、直接又は間接を問わず、第三者に譲渡、移転、承継又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。

第25条（条項の可分性）

本契約の一部の条項が無効、違法又は執行不能となった場合においても、その他の条項の有効性、適法性及び執行可能性はいかなる意味においても損なわれることなく、また、影響を受けない。

第26条（準拠法・管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
- 2 本契約に関する一切の紛争（調停を含む。）については、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第27条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い、誠実に協議の上解決する。

（以下、本頁余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

●●年●●月●●日

甲

(住 所)

(氏 名)

印

乙

(所在地)

(名 称)

(代表者)

印

(別紙1) 甲が表明及び保証する事項

注:本契約書は、実際に記載している項目も含めて、あくまでサンプルとして規定しているものであり、個別の事案に応じ、どの項目が必要となるかや、各項目についてどの程度の表明保証を行うかは異なる点に留意されたい。

実際の表明保証条項の書きぶりは様々あり得るところであり、仲介者・FA から提供された雛形や最終契約書のレビューの応酬が繰り返される中で、甲側(譲り渡し側株主)が、知らず知らずのうちに過剰な範囲で表明保証を行っており、事後に紛争化する例も見受けられる。甲(譲り渡し側株主)自身でも内容を確認の上、必要に応じて弁護士等の士業専門家のレビューを受けて、どのような場合に補償責任を負うことになるのか、その場合の責任の範囲等を正しく認識することが望ましい。

(1) 甲に関する表明及び保証

① 自然人

甲は、日本国籍を有し日本国に居住する自然人であること。

② 本契約の締結及び履行

甲は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を全て有しており、法令等上の制限及び制約を受けていないこと。

③ 強制執行可能性

本契約は、甲により適法かつ有効に締結されており、かつ乙により適法かつ有効に締結された場合には、甲の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かかる義務は、本契約の各条項に従い、甲に対して執行可能であること。

④ 法令等との抵触の不存在

甲による本契約の締結及び履行は、(i)甲に適用ある法令等又は司法・行政機関等の判断等に違反するものではなく、(ii)甲が当事者である契約等について、債務不履行事由等を構成するものではないこと。また、甲による本契約の締結又は履行に重大な影響を及ぼす、甲を当事者とする訴訟等は係属しておらず、かつ、将来かかる訴訟等が係属するおそれもないこと。

⑤ 反社会的勢力との関係の不存在

甲は、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。

なお、反社会的勢力とは、以下の者のことを指し、本契約において以下同じとする。

- i 暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。))
が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそ

れがある団体をいう。)

- ii 暴力団員(暴力団の構成員をいう。)
- iii 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持若しくは運営に協力し若しくは関与する者をいう。)
- iv 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等、暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)
- v 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- vi 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- vii 特殊知能暴力集団等(上記 i ないし vi に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)
- viii その他上記 i ないし vii に準ずる者

⑥ 倒産手続等の不存在

甲について、支払停止、手形不渡、銀行取引停止等の事由は生じておらず、かつ、破産、民事再生等の倒産手続開始の申立てはされておらず、それらの申立て事由も生じておらず、私的整理も行われていないこと。

⑦ 対象会社との取引の不存在

クロージング日において、甲と対象会社の間には、甲が対象会社の役員として提供する役務及びそれに対する報酬等の支払を除き、役務、便益の提供その他の取引(契約書の有無を問わない。)は存在しないこと。ただし、本契約において記載がある事項については、この限りではない。

(2) 対象会社に関する表明及び保証

① 対象会社の設立及び存続

対象会社は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有していること。

② 対象会社の株式

- i 対象会社の発行済株式は本株式が全てであること。本株式は、その全て

が適法かつ有効に発行され、全額払込済みの普通株式であること。

- ii 甲は、本株式の全てを何らの負担、制限及び制約のない状態で、適法かつ有効に所有していること。
- iii 本株式について、訴訟等、クレーム等、司法・行政機関等の判断等は存在しないこと。
- iv 対象会社は、転換社債、新株引受権付社債、新株引受権、新株予約権、新株予約権付社債その他対象会社の株式を取得できる権利を発行又は付与していないこと。

③ 子会社及び関連会社の不存在

対象会社は、子会社及び関連会社を有していないこと。

④ 倒産手続等の不存在

対象会社について、支払停止、手形不渡、銀行取引停止等の事由は生じておらず、かつ、破産、民事再生、会社更生、特別清算等の倒産手続開始の申立てはされておらず、それらの申立て事由も生じておらず、私的整理も行われていないこと。

⑤ 計算書類等

●●年●●月●●日を終期とする事業年度に係る対象会社の計算書類その他の甲が乙に開示した計算書類等(以下「本計算書類等」という。)は、適用ある法令等及び日本において【一般に公正妥当と認められる企業会計の基準/中小企業の会計に関する指針/中小企業の会計に関する基本要領/法人税法の文脈で要求され、または許容されている会計処理のうち会社の財産及び損益の状況を明らかにするという観点から受け入れられない場合を除いた処理】に従って作成されており、その作成基準日及び対象期間における対象会社の財政状態及び経営成績を、重要な点において正確に示していること。

注: いかなる会計基準に準拠しているかは、個社の事情により異なるため、適宜自社が準拠している基準を記載する。

⑥ 法令遵守

【甲の知る限り／知りうる限り】、対象会社は、過去●年間に於いて、適用ある法令等(労働関連の各法令等を含む。)及び司法・行政機関等の判断等を、重要な点において、遵守しており、重要な点において、これらに違反したことはないこと。対象会社は、過去●年間に於いて、事業停止等の一切の行政処分を受けていないこと。

注: 上記のように表明保証事項に主観による限定を加えることもありうる。「知る限り」(現に認識していること)よりも「知り得る限り」(現に認識していなくとも、認識できたであろう場合を含む)の方が広い概念であって保証の範囲は広がる。誰の

主観を対象に、どのような場合にどの程度の限定を加えるかは、個別の事案によって異なる点に留意されたい。

⑦ 反社会的勢力との関係の不存在

対象会社及びその役員は反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。対象会社の従業員は、甲の知る限り、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。

注：表明保証条項は、乙側（譲り受け側）から上記のような内容のものを、もし事実と異なるところがあれば予め教えて欲しいという趣旨も込めて提案されることがある。その場合、甲側（譲り渡し側株主）としては、表明保証の内容について理解し、事実と異なるところがあれば（例えば、中小企業の場合、計算書類に誤りが含まれていること等が多い。）、契約書の中に、表明保証の対象から除外する事項を別途明記する必要がある。表明保証の内容をよく理解せずに事実と反することを表明保証してしまうと、後に損害賠償等のトラブルになる可能性があるもので注意が必要である。

注：甲（譲り渡し側株主）が対象会社に関して表明保証する事項としては、上記に例示したもの以外にも、下記のような事項がありうる。

・ 資産

対象会社は、その事業の遂行のために使用している有形又は無形資産につき、有効かつ対抗要件を具備した所有権、賃借権又は使用権を保有しており、かかる資産上には対象会社以外の者に対する債権を被担保債権とする担保権は存在しないこと。また、対象会社の所有に係る不動産は、良好な状態に維持されており、重要な変更を加えられていないこと。

・ 知的財産権

対象会社は、その事業を遂行するにあたり必要な全ての特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権（以下「知的財産権」という。）について、自ら保有するか又は知的財産権を使用する権利を有しており、第三者の知的財産権を侵害しておらず、過去に侵害した事実もなく、侵害しているとのクレームを受けたこともないこと。また、第三者が対象会社の知的財産権を侵害している事実もないこと。

・ 負債

対象会社は、保証契約、保証予約、経営指導念書、損失補填契約、損害

担保契約その他第三者の債務を負担し若しくは保証し、又は第三者の損失を補填し若しくは担保する契約の当事者ではないこと。対象会社は、●●年●●月●●日以降、通常の業務過程で生じる債務及び負債、本計算書類等に記載された負債、第11条に従い甲に支払われる役員に係る役員退職慰労金債務を除き、一切の債務及び負債を負担していないこと。

- ・ 重要な契約

対象会社が締結する重要な契約は全て有効に成立・存続し、それぞれ各契約の全当事者を拘束し、かつ執行可能な義務を構成すること。全ての重要な契約に関し、これらの内容を変更若しくは修正し、又は契約の効果を減ずるような約束は、口頭又は文書を問わず一切存在しないこと。全ての重要な契約について、本契約の締結及び履行は解除事由又は債務不履行を構成せず、また、当該契約の相手方による理由なき解除を認める規定は存在しないこと。全ての重要な契約について、対象会社の債務不履行の事実は存在せず、また、今後債務不履行が発生するおそれもないこと。

- ・ 競業避止義務の不存在

対象会社は、取引先等との契約において、競業避止義務等の義務のうち、その事業の遂行に重大な影響を与える制限を内容とする義務を負っていないこと。

- ・ 労働関係

対象会社は、その従業員に対し法令等上支払義務を負っている全ての賃金を支払っていること。対象会社には、以下に記載されたもの以外にストライキ、ピケッティング、業務停止、怠業その他従業員との間での労働紛争は存在しないこと。対象会社は、いかなる従業員に対しても、退職金等の経済的利益を提供する義務を負っていないこと。対象会社においては、以下の一又は複数の労働組合が組織されており、対象会社と当該労働組合との間で以下の労働協約が締結されていること及び以下に記載されたもの以外に組織された労働組合はなく、締結されている労働協約も存在しないこと。

(略)

- ・ 税務申告等の適正

- ・ 対象会社は、過去7年間、国内外において、法人税をはじめとする各種課税項目及び社会保険料等の公租公課について適法かつ適正な申告を行っており、適時にその支払を完了していること。また、クロージング日以前の事業に関して、対象会社に対する課税処分がなされるおそれは存在しないこと。

情報開示

本契約の締結及び履行に関連して、甲又は対象会社が、乙に開示した本株式又は対象会社に関する一切の情報(本契約締結日前後を問わず、ま

た、書面等の記録媒体によると口頭によるとを問わない。)は、重要な点において、全て真実かつ正確であること。

(別紙2)乙が表明及び保証する事項

① 設立及び存続

乙は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を全て有しており、法令等上の制限及び制約を受けていないこと。

② 本契約の締結及び履行

乙は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有していること。乙による本契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、乙は、本契約の締結及び履行に関し、法令等又は乙の定款その他内部規則において必要とされる手続を全て適法に履践していること。

③ 強制執行可能性

本契約は、乙により適法かつ有効に締結されており、かつ甲により適法かつ有効に締結された場合には、乙の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かかる義務は、本契約の各条項に従い、乙に対して執行可能であること。

④ 法令等との抵触の不存在

乙による本契約の締結及び履行は、(i) 乙に適用ある法令等又は司法・行政機関等の判断等に違反するものではなく、(ii) 乙の定款その他内部規則に違反するものではなく、(iii) 乙が当事者である契約等について、債務不履行事由等を構成するものではないこと。また、乙による本契約の締結又は履行に重大な影響を及ぼす、乙を当事者とする訴訟等は係属しておらず、かつ、将来かかる訴訟等が係属するおそれもないこと。

⑤ 反社会的勢力との関係の不存在

乙及びその役員は反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。乙の従業員は、乙の知る限り、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。

⑥ 倒産手続等の不存在

乙について、支払停止、手形不渡、銀行取引停止等の事由は生じておらず、かつ、破産、民事再生、会社更生、特別清算等の倒産手続開始の申立てはされておらず、それらの申立て事由も生じておらず、私的整理も行われていないこと。

(5)事業譲渡契約書サンプル

事業譲渡契約書

※あくまでも例であり、当事者の意向を制約するものではなく、具体的な内容は、当事者間での調整により設定される。必要に応じて弁護士等の専門家に相談することが望ましい。

【譲り渡し側】(以下「甲」という。)及び【譲り受け側】(以下「乙」という。)は、甲が現に営む事業のうち、●●事業(以下「承継対象事業」という。)を乙に譲渡することに関し、以下のとおり事業譲渡契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(事業譲渡)

甲は、本契約に定める条項に従い、承継対象事業を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける(以下「本事業譲渡」という。))。

第2条(クロージング日)

本事業譲渡を行う日(以下「クロージング日」という。)は、●●年●●月●●日とする。ただし、手続上の都合等により必要があるときは、甲乙協議のうえクロージング日を変更することができる。

第3条(承継対象財産)

- 1 本事業譲渡により、甲は乙に対し、クロージング日をもって、(i)承継対象事業に属する別紙1に記載の資産(以下「承継対象資産」という。)を譲渡するものとし、(ii)承継対象事業に関して甲が締結している別紙2に記載の第三者との間の契約(修正、変更、付随契約、特約等を含む。以下「承継対象契約」という。)における契約上の甲の地位の一切を移転するものとする。なお、別紙1及び2に記載された以外の資産又は契約を、本事業譲渡に伴い譲渡する場合、その価額等については甲乙が協議の上で決定するものとする。

注:事業譲渡の対象となる承継対象財産を特定することが重要である。個別の動産レベルまで全て厳密に特定する必要はないが、貸借対照表上の各表示科目に沿って可能な限り具体的に特定することが望まれる(ただし、登記手続を伴う不動産等については、地番や面積等まで個別に厳密に特定しておく必要がある。))。

- 2 本事業譲渡により、乙は、クロージング日をもって、承継対象事業に関し甲が負担する別紙3に記載の債務(以下「承継対象債務」といい、承継対象資産、承継対象契約及び承継対象債務を総称して「承継対象財産」という。)を免責的に引き受けるものとし、甲及び乙は、かかる債務の引受けにつき必要な手続

(当該債務の引受けに対する当該債務の債権者からの承諾の取得を含む。)を相互に協力の上、行うものとする。なお、甲及び乙は、乙が承継対象債務以外のいかなる債務も承継しないことを確認する。

注：債務も承継対象財産に含めることは可能であるが、譲り受け側は債務を負担し、譲り渡し側は債務を免れるという形(免責的債務引受)とするためには、その旨の債権者の承諾が必要となる。そのような承諾がない場合には、原則として、譲り渡し側・譲り受け側の連帯債務となる(併存的債務引受)。

第4条（取引先の承継）

甲は、承継対象事業に関する甲の仕入先・販売店・下請先等の取引先（以下「取引先」という。）に対して、公表日（第19条において定義される。）以降クロージング日の前日までに、本事業譲渡について十分な説明を行い、かつ、乙が取引先を承継できるよう、取引先の承諾を得るものとする。万が一、乙が取引先の全部又は一部を承継できない場合は、甲乙で別途協議の上対策を講じるものとする。

第5条（従業員の取扱い）

- 1 甲は、承継対象事業に従事している甲の従業員を、乙の従業員として転籍させるものとし、詳細については甲乙別途協議の上決定するものとする。
- 2 甲は、クロージング日に、前項により乙に転籍する従業員に対し、クロージング日までに発生する賃金・退職金債務その他甲との労働契約に基づき又はこれに付帯して発生した一切の債務を履行し、乙は同債務を承継しないものとする。

第6条（譲渡代金）

- 1 承継対象事業の譲渡の対価（以下「譲渡代金」という。）は、金●●円（消費税及び地方消費税を別途支払うものとする。）とする。
- 2 乙は、譲渡代金をクロージング日までに、甲が別途指定する銀行口座に振込送金する方法により、甲に支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第7条（株主総会決議）

甲は、クロージング日までに、本契約の承認及び本事業譲渡に必要な事項に関する甲の株主総会の決議を得るものとする。

注：株式会社が全事業の事業譲渡を行う場合等には、原則として、出席株主の議決権の3分の2以上による株主総会決議（特別決議）が必要となる。

第8条（許認可）

甲及び乙は、本契約締結後速やかに、本事業譲渡に必要な許認可の取得、登録、届出等の手続を協力して行うものとし、手続に必要な費用は乙の負担とする。

第9条（移転手続）

- 1 甲は、承継対象財産の細目を記載した引継書を作成し、クロージング日に当該引継書とともに承継対象財産並びに関係証憑、帳簿類及び承継対象事業に含まれる甲の取引先リストを乙に引き渡すものとする。
- 2 前項の承継対象財産の引渡しにつき、移転行為又は対抗要件としての登記・登録・通知・裏書・第三者の承諾等の諸手続を必要とするものについては、クロージング日後30日以内に当該手続を完了するものとする。ただし、乙が免除又は手続完了の遅延を了承した手続についてはこの限りではない。

第10条（表明及び保証）

1 甲による表明及び保証

甲は、乙に対し、本契約締結日及びクロージング日において、別紙4-1（甲の表明保証事項）に掲げる各事項が真実かつ正確であることを表明及び保証する。

2 乙による表明及び保証

乙は、甲に対し、本契約締結日及びクロージング日において、別紙4-2（乙の表明保証事項）に記載された各事項が真実かつ正確であることを表明及び保証する。

第11条（公租公課等の負担）

- 1 承継対象財産に対する固定資産税等の公租公課、保険料、電気・水道・ガス等の使用料金等については、納税告知書、請求書等の宛名名義の如何にかかわらず、日割計算によりクロージング日前日までの分は甲が負担し、クロージング日以降の分は乙が負担する。
- 2 第9条第2項の移転手続に要する登録免許税等の公租公課は、乙が負担する。

第12条（善管注意義務）

甲は、本契約締結のときからクロージング日まで、承継対象事業及び承継対象財産を善良な管理者の注意をもって管理し、承継対象事業及び承継対象財産に重大な影響・変動を及ぼす行為をする場合は、予め乙の書面による承諾を得

なければならない。

第13条（競業避止義務）

甲は、クロージング日以後●年間は、乙が承継する承継対象事業と競合する事業を自ら行わず、また他人をして行わせないものとする。

第14条（本事業譲渡実行の前提条件）

1 甲の義務の前提条件

甲の本事業譲渡を実行する義務（承継対象財産の譲渡を含む。）は、クロージング日において以下の各条件の全てが成就していることを前提とする。ただし、甲は、以下の各条件のいずれについても、その裁量により条件不成就を主張する権利を放棄することができる。

- ① 第10条第2項において規定された乙による表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること。
- ② 乙が、クロージング日までに本契約に基づきなすべき義務を全ての重要な点において履行しかつ遵守していること。

2 乙の義務の前提条件

乙の本事業譲渡を実行する義務（第6条第2項に定める譲渡代金支払義務を含む。）は、クロージング日において以下の各条件の全てが成就していることを前提とする。ただし、乙は、以下の各条件のいずれについても、その裁量により条件不成就を主張する権利を放棄することができる。

- ① 第10条第1項において規定された甲による表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること。
- ② 甲が、クロージング日までに本契約に基づきなすべき義務を全ての重要な点において履行しかつ遵守していること。
- ③ クロージング日までに、本事業譲渡を承認する甲の株主総会議事録の原本証明付写しが乙に対し提出されていること。

第15条（事業譲渡条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日からクロージング日までの間において、以下のいずれかの事由が甲又は乙に生じた場合は、他方当事者は、クロージング日までの間に限り本契約を解除することができる。ただし、甲及び乙は、解除を行うに際しては事前に協議を行うものとする。また、甲及び乙は、本契約の解除に代えて、協議の上、本契約を変更することができる。

- ① 天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合。

- ② 本契約に定める甲又は乙の義務に重大な違反が存する場合。
- ③ 甲が、通常の業務の範囲を超えて、承継対象事業の価値を減少させ、又は本事業譲渡の実行を困難にするおそれのある行為を新たに行った場合(ただし、甲乙間にて合意の上行う場合を除く。)
- ④ その他本事業譲渡の実行に重大な支障となる事態(第14条の前提条件不充足を含む。)又は本事業譲渡を困難にする事態が生じている場合。

第16条 (甲による補償)

- 1 甲は、乙に対し、第10条第1項に定める甲の表明保証の違反又は本契約に基づく甲の義務の違反に起因又は関連して乙が被った損害、損失又は費用(合理的な弁護士費用を含む。以下「損害等」という。)を補償する。
- 2 前項の補償のうち、甲の表明保証の違反に基づく補償責任は、乙が、クロージング日から●年経過するまでに書面により甲に請求した場合に限り生じるものとし、合計損害額●●円を上限とする。
- 3 甲は、乙が第1項に基づく補償の請求の対象となる自らの損害等の拡大を防止するための措置を執らなかったことにより拡大した損害等については、第1項に基づく補償責任を条理上合理的な範囲で免れるものとする。
- 4 本契約に商法第526条の規定は適用されないものとする。

第17条 (乙による補償)

- 1 乙は、甲に対し、第10条第2項に定める乙の表明保証の違反又は本契約に基づく乙の義務の違反に起因又は関連して甲が被った損害等を補償する。
- 2 前項の補償のうち、乙の表明保証の違反に基づく補償責任は、甲が、クロージング日から●年経過するまでに書面により乙に請求した場合に限り生じるものとし、合計損害額●●円を上限とする。
- 3 乙は、甲が第1項に基づく補償の請求の対象となる自らの損害等の拡大を防止するための措置を執らなかったことにより拡大した損害等については、第1項に基づく補償責任を条理上合理的な範囲で免れるものとする。

第18条 (秘密保持義務)

- 1 甲及び乙は、本契約締結日から●年間、(i)本契約の検討又は交渉に関連して相手方から開示を受けた情報、(ii)本契約の締結の事実並びに本契約の存在及び内容、並びに(iii)本契約に係る交渉の経緯及び内容に関する事実(以下「秘密情報」と総称する。)を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に対して開示してはならず、また、本契約の目的以外の目的で使用してはならない。ただし、上記(i)の秘密情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する

情報は、秘密情報に該当しない。

- ① 開示を受けた時点において、既に公知の情報
 - ② 開示を受けた時点において、情報受領者が既に正当に保有していた情報
 - ③ 開示を受けた後に、情報受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ④ 開示を受けた後に、情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ⑤ 情報受領者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- 2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、秘密情報を第三者に開示することができる。
- ① 自己の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びフィナンシャル・アドバイザーその他のアドバイザーに対し、本契約に基づく取引のために合理的に必要とされる範囲内で秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限るものとし、かかる義務の違反については、その違反した者に対して秘密情報を開示した当事者が自ら責任を負う。
 - ② 法令等の規定に基づき、裁判所、政府、規制当局、所轄官庁その他これらに準じる公的機関・団体（事業承継・引継ぎ支援センターを含む。）等により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲内で当該秘密情報を開示する場合。なお、かかる場合、相手方に対し、かかる開示の内容を事前に（それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに）通知しなければならない。

第19条（第三者への公表日）

- 1 本契約締結及びこれに関する一切の事実の対外的公表の日（以下「公表日」という。）は、●●年●●月●●日とする。当該対外的公表の方法等については、甲及び乙が協議の上決定する。
- 2 各当事者は、公表日まで、本契約締結及びこれに関する一切の事実について秘密保持に努めるものとする。

第20条（契約上の地位又は権利義務の譲渡等）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務につき、直接又は間接を問わず、第三者に譲渡、移転、承継又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。

第21条（準拠法・管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
- 2 本契約に関する一切の紛争（調停を含む。）については、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第22条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い、誠実に協議の上解決する。

（以下、本頁余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

●●年●●月●●日

甲

(所在地)

(名 称)

(代表者)

印

乙

(所在地)

(名 称)

(代表者)

印

(別紙1)

承継対象資産

【承継する資産を記載する】

例

- 1 甲が所有する後記不動産目録記載の土地及び建物
- 2 以下に列挙する上記1記載の建物の附属設備、構築物
(略)
- 3 以下に列挙する上記1記載の建物内に設置された機械装置
(略)
- 4 以下に列挙する承継対象事業に関連する工具器具備品
(略)
- 5 以下に列挙する承継対象事業に関連する車両運搬具
(略)
- 6 以下に列挙する承継対象事業に関連する在庫(商品、原材料、貯蔵品)
(略)
- 7 以下に列挙する承継対象事業に関連する電話加入権
(略)
- 8 以下に列挙する承継対象事業に関連するソフトウェア
(略)
- 9 その他承継対象事業に必要な一切の資産(ただし、現預金、売掛金を除く)
...

(別紙2)

承継対象契約

【承継する契約を記載する】

例

- 1 令和元年6月5日付け株式会社●●との間に締結した取引基本契約
- 2 令和2年2月1日付け株式会社●●との間に締結した建物賃貸借契約
...

(別紙3)

承継対象債務

【承継する債務を記載する】

例

- 1 令和元年6月5日付け株式会社●●との間に締結した取引基本契約第8条に規定する株式会社●●に対する保証金返還債務

...

(別紙4-1)

甲による表明及び保証

【甲による表明及び保証の内容を記載する】

(別紙4-2)

乙による表明及び保証

【乙による表明及び保証の内容を記載する】